

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名	(施策67) 地域防災力の強化			担当部局名	消防庁防災課、 消防救急課、 応急対策室、 防災情報室、 参事官	
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	緊急消防援助隊の充実強化、地域に密着した消防団員の確保や教育・訓練の充実、自主防災活動の活性化、災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化等により、地域の防災力の強化を図り、もって火災・災害等の発生件数、死者数を減じ、被害の軽減を目指すものである。					
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度
	緊急消防援助隊の隊数	概ね3,000隊	20年度	2,210	2,821	2,963
	自主防災組織の組織率	75%	20年度	61.3%	62.5%	64.5%
	消防団員数	100万人	毎年度	928,432	919,105	908,043
	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	耐震化率の向上		51.3%	—	56.4%
予算執行を主とするもの	事業名	概要		15年度	16年度	17年度
	緊急消防援助隊整備補助金	緊急消防援助隊の整備に必要な経費		—	4,796百万円	5,000百万円
	自主防災組織	自主防災組織の活性化のために必要な経費		7百万円	13百万円	12百万円
	地域安心安全ステーション整備モデル事業	地域安心安全ステーション整備モデル事業に要する経費		—	—	21百万円
	競争的研究資金制度	防災分野における競争的研究資金制度の充実		200万円	300百万円	370百万円
施策の主な実施手段の状況	項目	概要				
	特別高度救助隊の創設	高度な技術、資機材を有した特別高度救助隊と高度救助隊の創設にあたり、特別高度救助隊と高度救助隊の基準を規定するため、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の改正及び関係法令の整備を行った。				
	消防団員の確保策	消防団員数の確保のため、郵便局職員などの公務員や、農協職員など公共的団体職員の入団推奨、学生・社会人・女性といった幅広い層への入団の促進、消防団の全ての活動ではなく、特定の活動のみに参加する機能別団員・機能別分団制度、一定期間の活動休止を消防団長が承認する休団制度等を導入し、その推進に努めた。				
	消防組織法	多様化・大規模化する災害・事故等に的確に対応し、消防体制のさらなる充実強化・高度化を図っていく必要があるが、初動対応等について必ずしも十分といえない小規模な消防本部が存在することから、消防の広域化を推進し、より一層の消防体制の充実強化を図るため所要の改正を行うこととし、消防組織法の一部を改正する法律案を平成18年通常国会に提出した。				
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要				
	災害情報の提供等	災害発生時に、速やかに情報収集を実施し、インターネットを通じ被害報を公表するなどして、国民に正確な情報の提供を行った。				
	地域防災計画データベース	地方公共団体の地域防災計画の具体的な実践的な見直しに資するため、47都道府県の地域防災計画をデータベース化した地域防災計画データベースを、インターネット上で公開した。				
	防災拠点の耐震化	耐震診断・改修工事の効果的な実施手法や事例を紹介する「防災拠点の耐震化促進資料(耐震化促進ナビ)」を作成し、全ての地方公共団体に情報提供し、地方公共団体の取組みを支援した。				
	災害時要援護者避難支援プラン	災害時要援護者の避難支援プラン策定モデル事業を実施し、避難支援プランを作成しようとしている市町村の実態を把握・整理し、全国の地方公共団体に情報提供を行った。				
	消防庁防災情報システムの整備	消防庁防災情報システムにおいて、データベースを効率的に充実させるため、さらなる見直しを行い、防災情報共有のあり方の検討を行うとともに、「次世代震度情報ネットワークのあり方検討会」を開催し、今後整備・更新される震度計と震度情報ネットワークに求められる機能、震度計の適正配置、データの有効活用等の検討を行い、最終報告書を取りまとめた。				
消防白書の作成・公表	国民の生命、身体及び財産を災害などから守る消防防災活動についての認識と理解を深めるため、12月に、消防白書を作成・公表した。					
(業務改善への取組状況) 平成17年8月に、業務の専門性の確立、責任体制の明確化を一層図ることを目的に、大規模地震対策、消防防災の情報通信システム、消防応援・支援、緊急消防援助隊、原子力災害、救助、テロ対策、国民保護の企画・運用等の緊急対応や地方公共団体との連絡調整等の各業務を統括する「国民保護・防災部」を設置した。また、平成18年3月には、大規模災害時に、消防庁職員を被災地に迅速に派遣し、的確に災害情報等を把握するため、消防庁独自にヘリコプターを導入した。さらに、平成18年4月には、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、消防大学校のもとに消防研究センターを設置することにより、国の消防機能を強化した。						

『平成18年度施策実施状況調書』

本施策に関する 課題等の状況	緊急対応体制の強化を図るため、消防庁の組織体制の拡充を図ることが必要。	予	制	事
	緊急消防援助隊については、基本計画に基づいて引き続き整備が必要。さらに、災害・事故発生時の対策を強化するため、部隊数を4,000隊へ増強するとともに、高度な技術、資機材を有した特別高度救助隊等を政令市及び中核市等の消防本部に整備することが必要。さらに、消防救急無線のデジタル化や先端科学による消火・救急救助技術の開発が必要。	予	制	事
	消防力の整備指針を整備目標として、今後の消防力の充実強化を図ることが必要であり、消防団の充実に関して、当面の目標数値(団員数100万人、うち女性団員数10万人)を目指し、活動用施設・資機材等の整備、団員の処遇改善、事業所との連携を図ることが必要。また、市町村の消防体制の広域化を推進し、総合的な消防力の強化を図ることが必要。	予	制	事
	自主防災組織については、地域間の平準化を図りながら、情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施を推進していくことが必要。	予	制	事
	地方公共団体に対し、地域防災計画の実効性を高めるため、より具体的かつ実践的な見直しを求めていることが必要。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化はまだまだ十分とは言えない状況にあることから、公共施設等耐震化事業(起債事業)等により整備推進していくことが必要。	予	制	事
	防災行政無線等の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)をはじめとして、災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築を図ることが必要。また、大規模災害発生時に消防広域応援活動を円滑に進めるため、消防庁と地方公共団体の間の情報共有のあり方についてさらに検討を進めるとともに、高度情報化のための体制を整備することが必要。	予	制	事
本施策に関する 専門家の意見等	<p>消防庁政策評価懇談会(平成18年6月6日)において、評価書案を提示して意見を聴取した。着実に成果は上がっており、以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進して行くべきであるとの意見をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員数の長期減少傾向に歯止めをかけるため、機能別団員・分団制度等の活用促進や消防団協力事業所認証制度の創設など、引き続き消防団員の活動環境の整備を図るとともに、広報活動に取り組み、団員数100万人という目標に向け、住民の消防団活動への理解を深める施策を一層推進するべきである。 首都直下型地震や東海・東南海地震等大規模地震が発災した場合、緊急消防援助隊の運用を考えると、陸上輸送だけでなく、海上輸送や航空輸送も念頭に入れ検討していくべきである。 消防庁は、緊急消防援助隊の法定化や国民保護法の制定に伴い、新たに法制運用上の基幹的役割を果たすこととなり、従来の「政策庁」から「政策・実施庁」となったことを踏まえて、広報体制の一層の充実を図るべきである。 <p>座長 上原 陽一(横浜安全工学研究所長) 委員 大井 久幸(日本消防検定協会理事) 山本 保博(日本医科大学救急医学主任教授) 大河内美保(主婦連合会副会長)</p>			
本施策に関する 主な資料	<p>「消防白書」(平成17年版) http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h17/h17/index.html 「地方防災行政の現況」(平成18年3月)</p>			